



知の空は、もっと高い。

N G B 株式会社

〒105-8408 東京都港区西新橋 1-7-13 虎ノ門イーストビルディング
Tel : 03-6203-9111 (代表)

2020年12月4日

【中国専利法第4次改正】中国専利法実施細則改正草案のパブコメ募集開始

N G B 株式会社 顧問
中国弁護士・日本付記弁理士
張 華威

2020年10月17日の中国専利法の第4回改正の成立に伴い、関連する専利法実施細則及び専利審査指南の改正作業が急がれている。中国国家知識産権局（「CNIPA」）は2020年11月27日、「専利法実施細則の改正提言（意見募集稿）」を公表し、パブリックコメントの募集を開始した。

（公式HP：https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html）

I. パブコメ募集要領

募集期間：2020年11月27日から2021年1月11日まで

意見提出方法：①電子メール or ②FAX or ③書簡

メールアドレス：tiaofasi@cnipa.gov.cn

FAX 番号：+86-10-62083681

書簡送付先：北京市海淀区西土城路6号国家知识产权局条法司条法一处 邮编 100088

(http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqj/2019-01/04/content_2070155.htm)

II. 改正草案における主な改正点

改正草案には実務に大きな影響をもたらす内容が多く盛り込まれており、主に以下のとおりである。

一. 全般

- ・信義則違反の形態を例示（捏造、偽造、剽窃、寄せ集め又はその他の明らかな不正当な行為）するとともに信義則違反を拒絶理由及び無効理由に追加
- ・特許及び実用新案の請求の範囲と明細書について、出願日又は指定期間から2か月以内に「引用による補充」を認め、一部が欠落している場合も同様とする
- ・復審請求期限満了から2か月以内であれば権利回復の請求が可能

- ・優先権期限経過から2か月以内であれば優先権回復の請求が可能（国際出願の場合、国際出願日が優先権期限経過から2か月以内であり、且つ国際段階で優先権の回復を請求せず又は優先権回復の請求が認められなかったときは、国内移行時から2か月以内に優先権の回復の請求が可能）
- ・優先権情報（先の出願の出願日、出願番号、受理機関名称）の記載漏れ又は誤記については、優先日から16か月以内、出願日から4か月以内に追記・訂正が可能
- ・技術評価書の請求主体と請求期間の拡充（何人も請求が可能、出願人は登録査定時から請求可能）
- ・実施許諾契約の届出期限（3か月）を廃止し、届出の効力（第三者対抗）を明文化
- ・代理人を介さずに出願人自らによる優先権証明書の提出、費用の納付等が可能
- ・代表図は個別に提出する必要はなく願書の中で指定すればよい
- ・要約書の字数制限（上限300字）を削除
- ・復審及び無効審判における職権探知主義の明確化（職権による拒絶理由・無効理由の追加が可能）
- ・復審手続における前置審査の義務を削除
- ・特許情報開示プラットフォームとデータベースの創設
- ・職務発明の報酬支払義務者の明確化（約定がある場合を除き、職務発明完成時に所属していた組織）
- ・分割出願時の提出書類の簡素化（親出願の副本及び親出願の優先権証明書の副本の提出義務を削除）

二. 開放許諾制度関連

- ・声明記載事項の明文化：

- ①特許番号
- ②特許権者の氏名又は名称
- ③ライセンス料の支払方法と基準
- ④ライセンス期間
- ⑤その他必要な事項

ただし声明の記載は正確かつ明確でなければならず、商業的宣伝用語を用いてはならない。

- ・声明を公告しない場合を列挙（公告後に発覚した場合は、公告を撤回）：

- ①既存の独占又は排他ライセンスが設定され且つ届出がある場合
- ②権利帰属紛争又は人民法院による保全措置により、権利に関する手続が中止になっている場合
- ③年金の滞納期間中である場合
- ④質権が設定され、且つ質権者からの同意がない場合
- ⑤その他
 - ・撤回する場合の手続（撤回の請求が必要であり、撤回声明が公告されたときに効力を発する）
 - ・いずれか一方の当事者は開放許諾が実施されたことを示す書面をもってライセンスの届出が可能

三. 存続期間の延長関連

（一）全般

- ・条件を満たさない場合は拒絶され、満たす場合は延長認可査定が行われ登録及び公告される
- ・何人も延長が条件を満たさないことを理由に延長登録無効審判の請求が可能
- ・延長登録無効審判の審決に対しては、通知を受け取った日から3か月以内に審決取消訴訟の請求が可能

- ・ 審決取消訴訟の被告は CNIPA であり、相手方当事者は第三者として訴訟に参加する

(二) 審査遅延による存続期間の延長

- ・ 請求期限は権利登録の公告から 3 か月以内
- ・ 延長期間は実際に遅延した期間
- ・ 出願人の理由による不合理な遅延は以下の状況が含まれる：
 - ①指定期限内に CNIPA からの通知書に対して応答しなかった場合
 - ②遅延審査を請求した場合
 - ③引用による補充
 - ④その他

ただし、帰属紛争又は裁判所による保全措置による手続の中止は不合理な遅延に含まれない

(三) 薬事承認による存続期間の延長

- ・ 請求期限は薬事承認の認可を受けた日から 3 か月以内
- ・ 延長期間の計算式は「新薬の中国での販売認可日-出願日-5 年」
- ・ 対象は化学薬品、バイオ薬品、漢方薬の新薬品特許、その製造方法、医薬用途発明の特許
- ・ 「新薬関連特許」とは、国家薬品监督管理局 (NMPA) により最初に薬事承認を経た新薬の有効成分に関する特許をいい、「漢方薬新薬特許」は独創的新薬関連特許と効能効果が追加された漢方薬改良型新薬関連特許を含む
- ・ 延長された期間中、特許の保護範囲は NMPA の薬事承認を経た新薬であり且つ認可された適応症についてのみ及ぶ
- ・ 存続期間延長の条件：
 - ① 一つの医薬品に複数の特許が関わる場合、一つの特許についてのみ存続期間の延長が可能
 - ② 一つの特許に複数の医薬品が関わる場合、一つの医薬品についてのみ当該特許の存続期間の延長が可能
 - ③ 一つの特許について存続期間を延長できるのは 1 回のみ
 - ④ 存続期間の延長を申請するとき、残存期間が 6 カ月を下回ってはならない

四. 意匠関連

- ・ 部分意匠の出願をするとき、全体図に実線と破線又はその他区別がつく方法で表記し、必要時は「意匠の簡単な説明」において保護を受ける部分を明記
- ・ 意匠出願の国内優先権は特許及び実用新案を基礎とすることが可能であり、その場合は基礎出願のみなし取下げなし
- ・ ハーグ国際意匠登録出願にかかる特例の追加

以上